

カルストの風



平成 27 年 12 月 発行
美祢市学校事務共同実施会
じ む だ よ り
第 39 号 秋芳グループ担当



2015年も残り少なくなりました。
もうすぐ干支も未から申へと変わります。申年が良い年であることを願いたいですね。
さて、年内最後の「カルストの風」は、美祢市が行っている補助事業や援助制度について注目してみました。
また、このところ頻りに耳にする「標準報酬制」「マイナンバー(個人番号)」についての情報も掲載しています。



美祢市では次の補助事業や援助制度を行っています！

英語検定料補助

新規事業
(平成27年度から)

目的

検定料を補助することにより、受検機会を拡大し、児童・生徒の英語力及び学習意欲の向上に資する。

対象者

小学校・・・5・6年(受検級は 5級)
中学校・・・3年(受検級は 5・4・3・準2・2級)
※いずれも学校を通じて受験した場合に限る。

補助額

検定料の全額
(ただし、児童・生徒1人当たり同一年度内1回を限度とする。)



通学費補助

目的

遠距離通学等を行う児童生徒に対し通学費を補助し、保護者負担の軽減を図る。

対象者

小学校・・・① 居住する区の中心部から学校までの距離が4kmを超える児童
② 道路事情が劣悪なため、やむなくバスで小学校に通学している児童
で、
居住する区の中心部から小学校までの距離が4km未満の児童
中学校・・・① 住居に最も接近した停留所又は駅から中学校までの距離が6kmを超える生徒
上記のほか、教育委員会規則で定める区域に居住する児童生徒

就学援助

目的

小中学校に就学させることが経済的に困難な保護者に対して、経済的負担を軽減する。

対象者

市教委へ申請し、認定を受けた児童生徒

援助の内容

支給される援助費は・・・
・学用品費 ・通学用品費
・校外活動費 ・通学費
・修学旅行費 ・学校給食費
・新入学児童生徒学用品費
・体育実技用具費
・学校病医療費

特別支援教育就学奨励費

目的

特別支援学級に在籍する児童生徒がいる保護者に対して、経済的負担を軽減す

対象者

市教委へ申請し、認定を受けた児童生徒

援助の内容

支給される援助費は・・・
・学用品等購入費
・校外活動費 ・通学費
・修学旅行費 ・学校給食費
・新入学児童生徒学用品費

※教育扶助費、就学援助費、特別支援教育就学奨励費を重複して受給することはできない。

平成27年10月1日より標準報酬制が導入されました！

平成27年10月から被用者年金制度が一元化され、共済年金は厚生年金に統一されました。これに伴い、掛金の算定方法も共済組合の算定方法である「手当率制」から、厚生年金の算定方法である「標準報酬制」に変更となりました。

標準報酬月額とは、毎年、4月から6月の間に支払われた報酬の月平均額を標準報酬等級表に当てはめて決定し、その年の9月から翌年の8月までの1年間適用されます。

※ただし、制度導入時の平成27年10月から平成28年8月までの標準報酬月額は、原則として平成27年6月に支払われた報酬を基に決定することになります。

掛金等

掛金等	移行前（平成27年9月）
共済短期掛金（福祉財源を含む）	給料月額×52.4/1000
共済長期掛金（年金）	給料月額×107.9875/1000
介護掛金	給料月額×6.12/1000



掛金等	移行後（平成27年10月から）
短期掛金（福祉財源を含む）	標準報酬月額×44.51/1000
厚生年金保険料	標準報酬月額×86.39/1000
退職等年金給付掛金	標準報酬月額×7.50/1000
介護掛金	標準報酬月額×5.21/1000

休業給付

※給料日額＝給料の1/22の額

給付名	移行前（平成27年9月まで）
傷病手当金	1日につき 給料日額×2/3×1.25
出産手当金	1日につき 給料日額×2/3×1.25
休業手当金	1日につき 給料日額×60/100
育児休業手当金	1日につき 給料日額×50/100(*)×1.25 *育児休業開始から180日までは67/100
介護休業手当金	1日につき 給料日額×40/100×1.25



※標準報酬日額＝標準報酬月額の1/22の額

給付名	移行後（平成27年10月から）
傷病手当金	1日につき 標準報酬日額×2/3
出産手当金	1日につき 標準報酬日額×2/3
休業手当金	1日につき 標準報酬日額×50/100
育児休業手当金	1日につき 標準報酬日額×50/100(*) *育児休業開始から180日までは67/100
介護休業手当金	1日につき 標準報酬日額×40/100

マイナンバー（個人番号）豆知識



お住まいの市町から「マイナンバー」が届いていると思います。これから先、いろいろな場面が必要なので大事に保管しておきましょう。

ここでは、簡単に「マイナンバー」について説明します。

「マイナンバー」とは・・・

- マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号の事です。
- 住民票の住所に通知が届きます。
- 一度決まったら、特別な事情がない限り一生変更されません。

「個人番号カード」って何？

- 希望する人が市町に申請すると平成28年1月から交付されます。
- 発行手数料は初回に限り無料です。
- 公的な身分証明書として使えます
- 電子証明書が標準搭載されているのでe-Tax等の電子申請が行えます。

「マイナンバー」はいつ必要？

- 社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。
- 例えば・・・
 - 年末調整の各種書類
 - 児童手当の現況届
 - 厚生年金の請求手続き など
- パート・アルバイトや、奨学金の申請、子どもの予防接種等でマイナンバーを尋ねられることがあります。

参考：政府広報オンライン「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>

